

奈良県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 高野天川線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
5	吉野郡天川村大字南日裏三六番	前	二・八 〃 九・八	二五〇・〇	五色橋 LⅡ一八・〇m
		後	一二・〇 〃 三〇・〇	二五〇・〇	五色谷橋 LⅡ二一・六m
3	吉野郡天川村大字南日裏三六番 四地先から 吉野郡天川村大字沢原一一七番 三地先まで				

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十三年十一月十八日